

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
0813.20 1 .(省 略) <u>0902.30</u> <u>1 . 紅茶</u> 本品は、透明プラスチック袋（100g）入りで、茶色に塗装したサモワール（ロシア独特の湯沸かし器）の形状をした陶磁製の容器（彩色した花で装飾され、かつ取り外し可能な蓋を備える。高さ約 19cm）に詰められている。サモワールは、実用性を有さず、本質は、専ら装飾品であることから、分離して、第 6913.90 号に分類される。 <u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>6913.90 / 1 参照</u> 	0813.20 1 .(省 略) (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2403.10	1 .(省 略)	2403.10	1 .(省 略)
2403.10	<u>2 . 水パイプたばこ</u>		(新 規)
	<u>本品は、たばこの葉、フルーツの香味付けをした糖蜜又は砂糖、グリセリン、芳香性抽出物及び芳香油の混合物から成る。この混合物は、水パイプで喫煙することを意図している(“ hookah ”、“ shisha ”、“ narghile ”、“ Hablee Bablee ”又は“ pipe bowl ”としても知られている。)</u>		
	<u>通則 1 及び 6 を適用</u>		

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2933.69	1 .(省 略)	2933.69	1 .(省 略)
2934.99	<u>1 . Pradefovir (INN)(2R, 4S)-2- { [2- (6- amino- 9H- purin- 9- yl) ethoxy] methyl }- 4- (3- chlorophenyl)- 1, 3, 2 λ⁵- dioxaphosphinan- 2- one)</u> <u>本品は、2 価アルコールとホスホン酸との環式エステルであり、その構造中に縮合したピリミジン環（プリン）を含む。</u> <u>通則 1 （ 29 類注 7 ） 及び 6 を適用</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

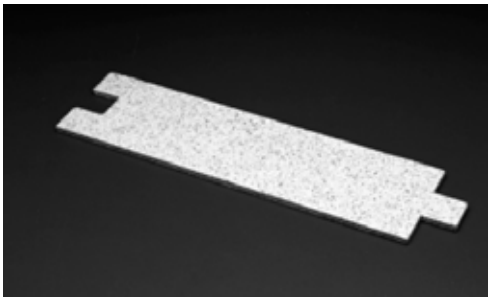
（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3824.90	14 .(省 略)	3824.90	14 .(省 略)
3824.90	15 . 乳 化 剤 本品は、粉末状で、植物性のモノ及びジグリセリドのジアセチル酒石酸エステル及びりん酸三カルシウム（10％）から成り、粉末状のパン調製品及び製粉の混合物におけるボリューム改良剤として用いられる。 通則 1 及び 6 を適用		(新 規)
3824.90	16 . 乳 化 剤 本品は、粉末状で、モノグリセリドのジアセチル酒石酸エステル及び炭酸カルシウム（20％）から成り、粉末状のパン調製品及び製粉の混合物におけるボリューム改良剤として用いられる。 通則 1 及び 6 を適用		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
6702.90 2 .(省 略) 6806.90 1 . <u>熱膨張性鉱物材料製のマット</u> 本品は、ロール状又はシート状で、膨張することにより自動車排気触媒コンバーターのセラミックモノリスを適当な状態に保つために圧力を与える。<u>また、同時に遮音をしている。マットは、3つの基本原料からなる。</u> ・ <u>不織セラミックファイバー製品（アルミノケイ酸塩）（全重量の 30～45％）（高温弾性を有し、バーミキュライトを含む）</u> ・ <u>膨張していないバーミキュライト（全重量の 45～60％）（膨張する性質をもつ）</u> ・ <u>有機結合剤（全重量の 5～9％）（製造の際、製品に強度を与える。）</u> <u>通則 1 及び 6 を適用（号レベルの通則 1 の適用）</u> 	6702.90 2 .(省 略) (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
6911.90 1 .(省 略) 6913.90 1 . 陶磁製の容器 本品は、茶色に塗装されたサモワールの形状（高さ約 19cm）で、実用性を有さず、彩色された花で装飾され、かつ取り外し可能な蓋を備え、本質は、もっぱら装飾品である。透明プラスチック袋に入った紅茶が入っている。 茶は、分離して、第 0902.30 号に分類される。 通則 1 及び 6 を適用 0902.30 / 1 参照 	6911.90 1 .(省 略) (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
7610.90 1 .(省 略) 7615.19 1 . 使い捨てアルミニウムホイル容器 本品は、主に商業活動として、食品の調理、包装や輸送のための一般的に台所において用いられる。容器は、形状や大きさが異なっている（一般的に、長方形又は円形。）。本品は、パン製造業の調理、製造工程で多用される。食品は、その後、輸送されホイル容器入りで販売される。このような容器は、通常、使い捨てである。 通則 1 及び 6 を適用  	7610.90 1 .(省 略) (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8414.60	1 .(省 略)	8414.60	1 .(省 略)
8415.90	<u>1 . 圧縮型スプリットシステムのエアコンディショナーユニット</u> <u>本品は、同一の筐体に、蒸発熱交換器コイル、蒸発熱交換器コイルに吸気し室内に空気を送るためのモーター駆動式ファン、エアーフィルター、サーモスタット及び制御板を有している。本品は、電気配線及び冷媒が循環するための銅管により室外機と接続するように設計されている。</u> <u>通則 1（16 部注 2（b））及び 6 を適用</u>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8517.62 12 .(省 略) <u>8517.62</u> <u>13 . 無線通信用の送信機及び受信機</u> 本品は、次の 3 つのモジュールからなる。 - 中央ユニット(4 つの無線信号送信機及び 4 つの受信機から構成される。) - スイッチングシステムモジュール (いずれかの受信機の欠陥を補う。) - 送受信機ネットワーク管理モジュール(当該モジュールに装備されているバックプレーン印刷回路により他のユニットに接続される M C F (“ Message Communication Function ”) インターフェースカードから成る。M C F 上の集積回路は適切なソフトウェアにより稼働している。) 送受信機モジュール及びスイッチングシステムモジュールは、それぞれが 1 つのベイに格納され、ベイはケーブルによって相互に接続されている。 本品は、デジタル電気通信網において無線通信のために設計された種類のものであるが、光ファイバー又は有線通信装置と組み合わせて使用されることもある。 通則 1 (第 16 部注 4) 及び 6 を適用	8517.62 12 .(省 略) (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
8710.00 1 .(省 略) 8711.90 1 . 二輪電気駆動輸送装置 本品は、1 人乗り用に設計された低速域（例えば、舗道（歩道）、小道や自転車通路）で使用するものである。ジャイロスコープセンサー及び搭載された複数のマイクロプロセッサから成るシステムが非直列型の車輪で装置と乗り手のバランスをそれぞれに維持し、これらの技術によって乗り手がまっすぐに立っていることができる。 5 つのシリコン製の固体ジャイロスコープから成るセンサーシステム、搭載された 10 台のマイクロプロセッサから成っているコントロールシステムと 2 馬力の最大出力をもつ 2 台のブラシレスサーボモーターから成る電気駆動システムを有している。2 つの充電式バッテリーで駆動する。 通則 1 及び 6 を適用 	8710.00 1 .(省 略) (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9018.32 1 .(省 略) 9018.39 <u>1 . 血液の収集用及び輸送用真空チューブ（化学添加剤を含むもの）</u> 本品は、プラスチック製で、正確な血量を取るために、あらかじめ決まった真空度になっている。チューブは採血のため、限られた時間の間輸送のため、また、臨床検査室で血を血清、血漿又は全血の特定の検査のために保存するために用いられる。本品には、主に、同じ製造者によって生産される静脈注射針及び注射筒と共に使用するのに適している。 本品は、内部に採血量に応じてあらかじめ決まった量の添加剤を有し無菌になっている。チューブは、色分けされた内部のリングを持つ色分けされた安全キャップを付けている。 添加剤は、採取した血液に対し化学的に不活性のものか、又は化学的に作用する酒類のものである。化学的に不活性な添加剤（凝血活性剤、分離ジェルとポリスチレンビーズ）には、機械的機能がある。化学的添加剤は、例えば、抗凝固剤（エチレンジアミン四酢酸（EDTA）、ヘパリン（アンモニウム、リチウム、ナトリウム）、クエン酸ナトリウム、シュウ酸カリウム又はアンモニウム）又は抗糖分解剤（フッ化ナトリウム及びヨウ化酢酸リチウム）として機能する。 通則 1 及び 6 を適用 9018.39 <u>2 . 血液の収集用及び輸送用真空チューブ（化学添加剤を含まないもの）</u> 本品は、プラスチック製で、正確な血量を取るために、あらかじめ決まった真空度になっている。チューブは採血のため、限られた時間の間輸送のため、また、臨床検査室で血を血清、血漿又は全血の特定のテストのために保存するために使用される。本品には、主に、本品と同じ製造者によって生産される静脈注射針及び注射筒と共に使用するのに適している。 本品は、内部に化学添加剤を有さず無菌になっており、この種のチューブのために特定の色分けされた安全キャップを付けている。 通則 1 及び 6 を適用	9018.32 1 .(省 略) (新 規) (新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
9403.20 1 .(省 略) 9403.60 <u>1 . テーブルと椅子のセット</u> 本品は、<u>硬い広葉樹材のテーブル及びテーブルとよく調和した 2 脚の木製椅子（格子縞の紡織用繊維製のクッションシートを備えている。）から成るセットであり、小売用に単一の箱に収められている。テーブル及び椅子は未組立の状態</u>で提示される。 <u>通則 1、2（a）、3（c）及び 6 を適用</u> 	9403.20 1 .(省 略) (新 規)